



元建住第 128-2 号
令和元年(2019年)9月19日

一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会会長 様

長野県建設部長



令和元年度長野県違反建築防止週間の実施について（依頼）

平素より長野県行政に対しまして、格別なる御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、違反建築の防止を図るため、別添「令和元年度長野県違反建築防止週間実施要綱」に基づき実施することとしました。

つきましては、貴会員への本週間の周知をお願いするとともに、所期の目的が達せられるよう格段の御協力をお願いします。

長野県建設部建築住宅課

課長：小林弘幸 担当：阿部裕子

電話：026-232-0111（代表） 内線 3632

026-235-7335（直通）

FAX：026-235-7479

電子メール：kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

令和元年度長野県違反建築防止週間実施要綱

1 目的

長野県違反建築防止週間（以下「週間」という。）は、建築基準法の目的及び内容について周知徹底を図るとともに、違反建築物の発生を防止するための監視活動や行政上の所要の措置を通じて、良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の向上に資することを目的とする。

2 期間

令和元年 10 月 15 日（火）から 10 月 21 日（月）まで

3 実施主体

長野県（各建設事務所）及び特定行政庁（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市）

4 重点事項

- (1) 別添、国からの通知「令和元年度違反建築防止週間を契機として重点的に取り組むべき事項について」を踏まえ、違法性が疑われ、重大な災害に繋がる危険性が高い既存建築物の点検を行う。
- (2) 建築工事現場のパトロールの実施により違反建築物の早期発見・把握に努め、違反事項が発覚した場合には、明確な是正期限を定めたうえで、期限内に是正が行われるよう指導する。
- (3) 度重なる指導にもかかわらず、期限内に是正が行われない悪質な事例については、建築基準法第 9 条による違反是正命令を発するなど必要な措置をする。
- (4) 違反建築物のは是正で必要な場合には、消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関及び関係部局と密接な連携をとる。
- (5) 本期間に工事が完了する予定となっている物件で、完了検査申請がなされていないものについては、受検の徹底を指導する。
- (6) 建築基準法第 89 条の規定による表示板の設置について指導を徹底する。

5 巡視の実施

期間中、建築活動が活発な地域を中心に、計画的にパトロールを実施するものとする（岡谷市及び諏訪市にあっては諏訪建設事務所と、飯田市にあっては飯田建設事務所と、塩尻市にあっては松本建設事務所と連携して実施）。

6 実施計画及び結果の報告

実施計画については、様式 1により 10 月 4 日（金）までに、実施結果については、様式 2 及び 3により、10 月 31 日（木）までに電子メール（kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp）により県建築住宅課指導審査係あて報告する（岡谷市及び諏訪市にあっては諏訪建設事務所が、飯田市にあっては飯田建設事務所が、塩尻市にあっては松本建設事務所が取りまとめて報告）。